

保税蔵置場の許可期間の更新について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和2年5月22日

大阪税関長 中山峰孝

| 被許可者の名称及び住所 | 保税蔵置場の名称及び所在地 | 更新した期間 |
|--------------------------------|---|---------------------------|
| 藤原運輸株式会社 大阪府大阪市西区本田4丁目7番18号 | 藤原運輸株式会社 南港K-2 大阪府大阪市住之江区南港南7丁目2番 | 自 令和2年6月1日 至 令和8年5月31日 |
| 上田運輸株式会社 石川県小松市工業団地1丁目68番地 | 上田運輸株式会社 物流センター 石川県小松市日末町ま74番地1、74番地8、74番地10 | 自 令和2年6月1日 至 令和8年5月31日 |
| 新日本海重工業株式会社 富山県富山市西宮町1番1号 | 新日本海重工業株式会社 本社工場 富山県富山市西宮町1番1号 | 自 令和2年6月1日 至 令和8年5月31日 |